



労基署便り

令和5年度 No.10

大河原労働基準監督署



◎ 令和5年労働災害発生状況（12月）

新型コロナウイルス感染症によるものを除きR4及びR5を掲載しています。

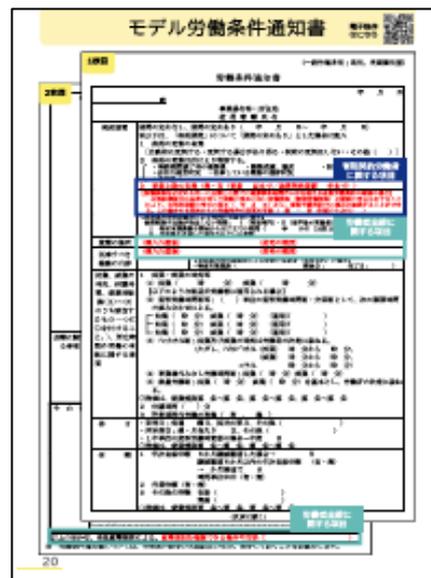
| | 大河原署管内 | | | 宮城局管内 | | |
|----------------|---------|---------|----------|-----------|-----------|----------|
| | R4 | R5 | 前年比 | R4 | R5 | 前年比 |
| 製造業 計 | 44 (1) | 30 | -14 (-1) | 407 (4) | 379 (4) | -28 (0) |
| 食料品製造業 | 11 | 14 | 3 | 189 | 193 | 4 |
| 機械金属製造業 | 16 (1) | 11 | -5 (-1) | 106 (1) | 99 (3) | -7 (2) |
| 建設業 計 | 27 (2) | 31 | 4 (-2) | 284 (5) | 284 (4) | 0 (-1) |
| 土木工事業 | 15 (2) | 13 | -2 (-2) | 93 (4) | 81 | -12 (-4) |
| 建築工事業 | 10 | 14 | 4 | 141 (1) | 156 (2) | 15 (1) |
| その他の建設 | 2 | 4 | 2 | 50 | 47 (2) | -3 (2) |
| 運輸交通業 計 | 11 | 6 | -5 | 337 (2) | 341 (1) | 4 (-1) |
| 陸上貨物運送業 | 11 | 3 | -8 | 311 (2) | 304 (1) | -7 (-1) |
| 商業 | 29 | 26 (1) | -3 (1) | 465 | 411 (3) | -54 (3) |
| 社会福祉施設 | 8 | 12 | 4 | 203 | 232 | 29 |
| 全産業 | 166 (3) | 157 (2) | -9 (-1) | 2349 (15) | 2340 (19) | -9 (4) |

※1 休業4日以上の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の速報値。※前年比は死傷者数（人）。※（ ）は内数で死亡者数／※2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。／※3 陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

（参考）当署管内では令和5年1月～12月において事故の型別の多いものから①転倒26%、②墜落、転落21%、③切れ、こすれ11%の順。

令和6年4月から労働条件明示のルールが変更されます。

「労働基準法施行規則」と「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の改正に伴い、労働条件の明示事項等が変更されることとなりました。（2024年（令和6年）4月1日施行）。



| 労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます | |
|----------------------------------|---|
| 明示のタイミング | 新しく追加される明示事項 |
| 全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時 | 1. 就業場所・業務の変更の範囲 |
| 有期労働契約の締結時と更新時 | 2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明する必要があります。 |
| 無期転換ルール※に基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時 | 3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。 |

※ 同一の使用主との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。



（変更について）



（モデル労働条件通知書）

令和6年能登半島地震関連 Q&A が公表されました。

令和6年1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする大規模な地震により被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、大河原労働基準監督署管内の事業場の皆様のなかには、今後、被災地において復旧・復興、応援、支援を行う場合もあろうかと思えます。労働者に時間外労働・休日労働をさせる場合には、原則として36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ることが必要ですが、災害その他避けることができない事由によって、臨時的必要がある場合には、36協定を締結することなく、労働基準法第33条第1項により、法定労働時間を延長して、又は法定の休日に働かせることができます。（この場合も、時間外労働・休日労働や深夜労働の割増賃金を支払う必要があります。）

労働基準法第33条第1項に基づき時間外や休日に労働者に労働させる場合、労働基準監督署長の許可が必要ですが、事態窮迫のため許可を受ける暇がない場合には、事後に遅滞なく届け出なければなりません。

申請の対象となるかは許可基準（令和元年6月7日付け基発0607第1号）に基づき、個別具体的に判断されます。許可申請や届け出の手続等をはじめ、ご不明な点は当署をはじめとした最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。令和6年能登半島地震関連 Q&A が厚生労働省ホームページにおいて公表されましたので、ご参考ください。

令和6年能登半島地震関連 Q&A（抜粋）

厚生労働省 HP 令和6年度

能登半島地震の対応について



| | |
|---|--|
| 3 | <p>(Q) 能登半島地震の被災地外の建設事業者ですが、自治体等からの要請を受けて被災地内での災害復旧工事の応援に行きます。こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p> <p>(A) 労基法第33条第1項の対象となるかは、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断されます。</p> <p>一方で、能登半島地震の被害は相当程度のものであり、自治体等からの要請に応じて、能登半島地震の被災地外の建設事業者が被災地に復旧工事の応援に向かう場合、こうした応援は、一般に人命・公益の保護の観点から急務であると考えられます。</p> <p>そのため、これによって既に締結していた36協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時的が必要が生じた場合には、労基法第33条第1項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において同項の対象となるものと考えられます。</p> |
| 4 | <p>(Q) 能登半島地震の被災地外のトラック運送事業者ですが、国や自治体等からの要請を受けて避難所避難者のための支援物資を被災地まで直接届けます。こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p> <p>また、他社と連携し中継輸送によって被災地への支援物資を輸送するため、被災地外の地域で荷下ろしを行う場合はどうでしょうか。</p> <p>(A) 労基法第33条第1項の対象となるかは、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断されます。</p> <p>一方で、能登半島地震の被害は相当程度のものであり、国や自治体等からの要請に応じて避難所避難者のための支援物資の輸送を行う業務は、一般に人命・公益の保護の観点から急務であると考えられます。</p> <p>そのため、これによって既に締結していた36協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時的が必要が生じた場合には、労基法第33条第1項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において同項の対象となるものと考えられます。</p> <p>また、中継輸送によってこうした輸送を行う場合も同様です。</p> |

| | |
|---|---|
| 7 | <p>(Q) 能登半島地震の被災地外に所在する医療機関ですが、被災地内の医療機関では受け入れきれない負傷者を、自治体や被災地内の医療機関等からの要請により受け入れています。こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p> <p>また、被災地内の医療機関からの要請により、地震による負傷者ではなく、当該医療機関の元々の入院患者の転院を受け入れる場合はどうでしょうか。</p> <p>(A) 労基法第33条第1項の対象となるかは、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断されます。</p> <p>一方で、能登半島地震の被害は相当程度のものであり、被災地外の医療機関であっても、自治体や被災地内の医療機関等からの要請により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能登半島地震で負傷された方を受け入れる ・ 被災地内の医療機関で地震による負傷者の救護を行うために、負傷者でない入院患者の転院を受け入れる <p>ことは、一般に人命・公益の保護の観点から急務であると考えられます。</p> <p>そのため、こうした受け入れを行うことで、既に締結していた36協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時的が必要が生じた場合には、労基法第33条第1項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において同項の対象となるものと考えられます。</p> |
|---|---|

労働基準法

(災害等による臨時的必要がある場合の時間外労働等)
 第三十三条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時的必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならぬ。

労働保険関係手続は電子申請をご活用ください～電子申請未利用事業場アドバイザー等電子申請普及促進事業

厚生労働省では、事業主の皆様からの「電子申請をしたいが、初期設定の方法が分からないので教えてほしい。」というご要望をもとに、事業場にお伺いさせていただいたり、オンラインでの対応で、電子申請を開始するために必要となる初期設定をお手伝いする事業（無料）を実施しています。（令和5年度受託会社：（株）バックスグループ）事業の詳細やお申込みはホームページ（<https://denshi-shinsei.jp>）もしくは電話(03-6628-2275)からお願いします。



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。